

工事・作業等許可申請手続きの手引き



令和5年〇〇月

八戸海上保安部

【目次】

第1. 工事・作業許可

1 「工事・作業許可申請」の手続き

- (1) 根拠 ----- P01
- (2) 許可が必要となる港 ----- P01
- (3) 申請書のあて名・申請先及び申請方法等 ----- P02
- (4) 申請窓口・受付時間 ----- P02
- (5) 申請者 ----- P02
- (6) 申請書の様式・提出数 ----- P03
- (7) 申請書の提出時期・標準処理期間 ----- P03
- (8) 許可申請から工事作業着手までのフローチャート ----- P03
- (9) 許可を受けた後に申請内容を変更したい場合 ----- P03
- (10) 工事作業が完了した場合 ----- P04

2 「工事・作業許可申請書」の提出までに十分に検討しておくべき事項

- (1) 工事区域の設定 ----- P04
- (2) 警戒船の配備 ----- P04

3 「工事・作業許可申請書」の記載要領

- (1) 表題 ----- P05
- (2) 目的及び種類 ----- P05
- (3) 期間及び時間 ----- P05
- (4) 区域又は場所 ----- P06
- (5) 方法 ----- P07
- (6) その他 ----- P08

4 安全対策の具体的な記載例

- (1) 共通の安全対策 ----- P10
- (2) 工種別の安全対策 ----- P11

5 「工事・作業許可申請書」に添付する書類及び申請前の確認

- (1) 申請書に添付する書類等の綴り方 ----- P17
- (2) 申請書提出前における記載及び添付書類等をチェックシートで確認 ----- P17

6 許可を受けた申請内容を変更する場合の手続き

- (1) 変更したい内容別の各手続き ----- P17
- (2) 「内容変更の許可申請」の申請方法及び記載要領 ----- P18
- (3) 「内容変更の許可申請書」の具体的な記載例 ----- P18
- (4) 「報告」で足りる事項の報告方法及び記載要領 ----- P20
- (5) 「内容変更報告書」の具体的な記載例 ----- P21

第2. 行事許可

1 「行事許可申請」の手続き

- (1) 根拠 ----- P 22
- (2) 許可が必要となる港 ----- P 22
- (3) 申請書のあて名・申請先及び申請方法等 ----- P 22
- (4) 申請窓口・受付時間 ----- P 22
- (5) 申請者 ----- P 22
- (6) 申請書の様式・提出数 ----- P 23
- (7) 申請書の提出時期・標準処理期間 ----- P 23
- (8) 許可申請から行事实施までのフローチャート ----- P 23
- (9) 許可を受けた後に申請内容を変更したい場合 ----- P 23
- (10) 行事が完了した場合 ----- P 23

2 「行事許可申請書」の記載要領

- (1) 表題 ----- P 23
- (2) 目的及び種類 ----- P 23
- (3) 期間及び時間 ----- P 24
- (4) 区域又は場所 ----- P 24
- (5) 方法 ----- P 24
- (6) その他 ----- P 24

3 「行事可申請書」に添付する書類及び申請前の確認

- (1) 申請書に添付する書類等の綴り方 ----- P 25
- (2) 申請書提出前における記載及び添付書類等をチェックシートでの確認 ----- P 25

4 許可を受けた申請内容を変更する場合の手続き

- (1) 変更したい内容別の各手続き ----- P 25
- (2) 「内容変更の許可申請」の方法及び記載要領 ----- P 26
- (3) 「内容変更の許可申請」の具体的な記載例 ----- P 26
- (4) 「報告」で足りる事項の報告方法及び記載要領 ----- P 26
- (5) 「内容変更報告書」の具体的な記載例 ----- P 26

第3. 添付資料

- 別添1 「工事・作業許可申請書」の提出前における記載内容及び添付書類チェック表
- 別添2 「行事許可申請書」の提出前における記載内容及び添付書類チェック表
- 別添3 工事・作業又は行事許可申請書
- 別添4 工事・作業又は行事許可申請書（内容変更）
- 別添5 工事・作業又は行事内容変更報告書

第1. 工事・作業許可

1 「工事・作業許可申請」の手続き

(1) 根拠

港則法第31条

1 特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

※八戸海上保安部管内では、八戸港、むつ小川原港が該当

2 港長は、前項の許可をするに当り、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

港則法第45条（抜粋）

第45条の規定は、特定港以外の港にこれを準用する。

※八戸海上保安部管内では、尻屋岬港、久慈港、八木港が該当

港則法第52条第2項（抜粋）

次の各号のいずれかに該当する者は、3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

4 第31条第1項（第45条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

※工事・作業許可申請書の提出をせず、港長等の許可を受けないまま、工事又は

作業を行なった場合、また、許可された内容以外の行為を行った場合が該当

港則法第56条（抜粋）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第52条第2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

※罰せられるのは、現場の工事作業責任者等だけでなく、その代表者も処罰対象

(2) 許可が必要となる港

八戸海上保安部管内で許可が必要となる港は、港則法施行令第1条、第2条により、次のとおり定められています。

港の種類	港名
特定港	むつ小川原港、八戸港
特定港以外の港	尻屋岬港、八木港、久慈港

(3) 申請書のあて名・申請先及び申請方法等

① 申請書のあて名・申請先

申請書記載のあて名	申請が適用される港	申請先
むつ小川原港長	むつ小川原港（特定港）	八戸海上保安部
八戸港長	八戸港（特定港）	
八戸海上保安部長	尻屋岬港、八木港、久慈港	

② 申請書方法

- ・申請窓口へ直接提出、郵便などによる送付のほか、電子メールがあります。
なお、送付及び電子メールにて申請する場合は、事前に電話での連絡をお願いします。

③ 許可書の受取り方法

- ・交付する許可書の受取り方法は、申請窓口での手渡し、又は送付があります。
なお、送付による受取りを希望する場合は、申請書の提出にあわせ、送付先のあて名、住所を記載し、切手や着払用紙などを貼付した封筒等を用意して下さい。

※許可書には、許可印を押印したものであるため、電子メールでの送付は不可

(4) 申請窓口・受付時間

① 申請窓口

担当課	住所・連絡先
八戸海上保安部 交通課	〒031-0831 八戸市築港街2-16 八戸港湾合同庁舎3階 電話番号 0178-32-4691 FAX番号 0178-32-4692 メールアドレス jcg-2hachinohe-ko2@gxb.mlit.go.jp

② 受付時間

- ・平日の午前8時30分から12時00分、午後1時00分から5時15分

※申請内容の確認に時間を要しますので、午前午後の各終了30分前まで

- ・土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日は、基本受付しません。

(5) 申請者

申請者は「工事又は作業を行おうとする者」で、つまり工事又は作業を実際に施工する責任者です。即ち、当該行為の実施について指揮監督する権限を有する者を指し、許可に付与された措置命令を確実に履行できる職位と責任のある者でなければなりません。

原則的には、工事実施者（発注者）となりますが、請負契約を結んで工事又は作業の実施を一任する場合には、当該請負った者（受注業者）がこれに該当します。

(6) 申請書の様式・提出数

申請書の様式は、第9号様式（A4縦版）を1通提出して下さい。

※様式は、本手引きの末尾に添付。また、電子データは海上保安庁ホームページに掲載

※許可印を押印した書類一式の返却を希望される場合は、1通追加して提出

(7) 申請書の提出時期・標準処理期間

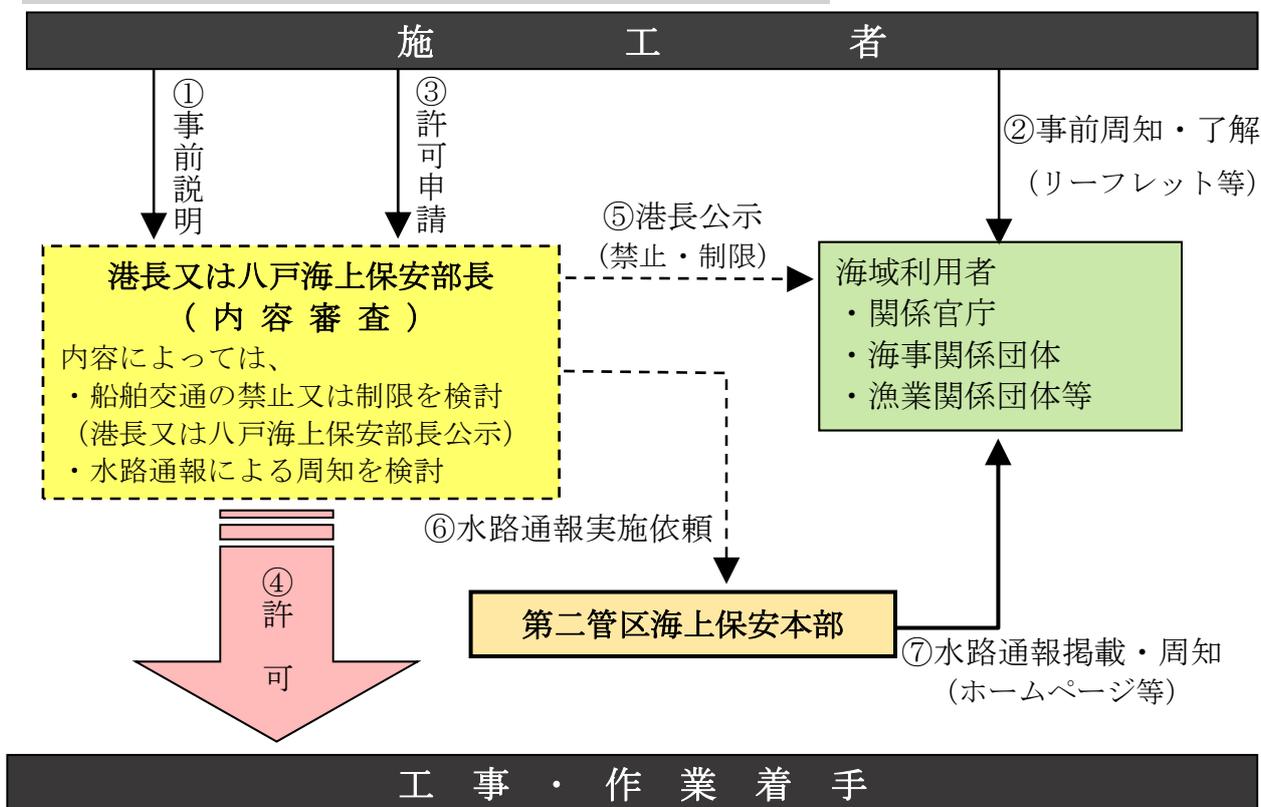
① 申請書の提出時期

- ・港長又は海上保安部長による審査、当該海域利用者への周知期間などを考慮すると、原則として着手日の1ヶ月前には提出して下さい。
- ・理由は、内容によっては、一般船舶の航行を禁止、制限をするとともに、事前に水路通報等により関係船舶に周知を図る必要があるためであり、他の船舶の交通制限などが必要となるような特殊な工事、大規模な工事等を行う場合には、計画段階から事前説明をお願いします。

② 行政手続法における標準処理期間

- ・「工事・作業許可申請」の標準処理期間は、1ヶ月以内とされております。

(8) 許可申請から工事作業着手までのフローチャート



(9) 許可を受けた後に申請内容を変更したい場合

港長等の許可を受けた工事作業の内容（工期・施工方法等）を変更したい場合には、変更する内容及びその理由等を記載した「工事・作業許可申請書（内容変更）」により、申

請して下さい。

※変更の許可を受けずに工事・作業を実施した場合は、P1の「港則法第31条」の規定に違反したことに該当

(10) 工事作業が完了した場合

工事作業が完了した時は、速やかに「許可番号」、「許可年月日」及び「完了年月日」を直接申請窓口への口頭又は書面の提出、電話、電子メールにて連絡下さい。

※書面を提出する場合は、様式の定めはありませんので「許可番号」、「許可年月日」、「完了年月日」、「提出者名」及び「提出年月日」などを記載して提出

2 「工事・作業許可申請書」の提出までに十分に検討しておくべき事項

「工事・許可申請書」を提出してから不許可や計画を変更せざるを得ないようなことにならないよう、計画立案時から相談して下さい。

特に工事作業区域の設定や警戒船の配備については、十分に検討願います。

(1) 工事作業区域の設定

工事作業区域を設定する場合は、船舶交通の安全に及ぼす影響等が最小に留まるよう次の事項に留意して計画して下さい。

- ① 他の船舶の通航路を確保
- ② 区域を明示するために灯浮標や旗竿などを設置

(2) 警戒船の配備

海上保安庁では、海上において行われる工事作業に係る警戒船の配備基準を制定しており、次のいずれかに該当する工事作業には、警戒船を配備して下さい。

- ① 告示又は公示による交通制限を伴う工事作業
- ② 港内におけるケーソンの曳航、据付け工事
- ③ 潜水作業、爆破作業など危険度の高い工事作業
- ④ 港内における操縦性能制限船等の移動
- ⑤ 潜水土による工事作業
- ⑥ 航路、航路周辺海域等の船舶交通が特に輻輳する海域で行われる工事作業（航行船舶の進路を避けることが容易な方法で行われるものを除く）
- ⑦ その他の工事作業のうち港長が必要と認めたもの

3 「工事・作業許可申請書」の記載要領

「工事・作業許可申請書」への記載項目については、港則法施行規則第16条に「工事又は作業の目的、方法、期間及び区域又は場所を記載した申請書によりしなければならない。」

旨規定されています。

「工事」と「作業」の明確な区別はありませんが、概念的に言えば「工事」は行為の行なわれた場所において将来に施設など痕跡を残すもの、「作業」は痕跡を残さないものとして区別しています。

※工事：防波堤の築造・補修、岸壁の築造・補修、ケーソン据付 など

※作業：深淺測量、流況観測、潜水土による調査 など

(1) 表題

① 第9号様式の「表題」の記載

- ・「工事・作業許可申請書」と記載して下さい。

(2) 目的及び種類

① 第9号様式の「1. 目的及び種類」の記載

- ・「1. 目的及び種類」には、実施する工事作業内容を簡潔に記載して下さい。
- ・契約名を記載する場合は件名の下段に括弧書きで記載して下さい。

記載例

八戸港●●岸壁前面海域を－●mに維持するための浚渫工事

(契約名：令和●年度 八戸港八太郎・河原木機能維持工事)

八戸港●●岸壁の損傷状況を調査するための潜水作業

八戸港●●防波堤の災害復旧に伴うケーソン据付工事 など

(3) 期間及び時間

① 第9号様式の「2. 期間及び時間」の記載

- ・「2. 期間及び時間」に実際に海上で工事作業を行う期間及び時間を記載するとともに、予備日の設定があれば記載して下さい。

※契約工期内における陸上の準備工などは除く

② 工程表の添付

- ・数か月など期間が長期におよぶ場合や工種などが多い場合は、施工スケジュールがわかる工程表を添付して下さい。

記載例

令和●年●月●●日～令和●年●月●●日

(予備日令和●年●月●●日～令和●年●月●●日)

日出～日没 (又は▲時間▲▲分～▲時▲▲分)

※詳細は、工程表のとおり

工種	数量	5月		6月		7月		8月		9月		10月		備考
		10:29	31	10:29	30	10:29	31	10:29	31	10:29	31	10:29	31	
事前 深淺測量	1式	■												
作業区域明示 灯浮標設置	1式		■											
浚渫工	100 m ³		■											
捨石工・均し	1式			■										
ケーソン据付	1式				■									
水質調査	1式	■												
出来形 深淺測量	1式									■				
予備日												■		予備日とは 通常とは 異なる

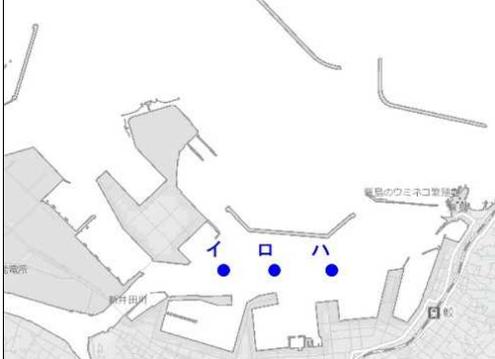
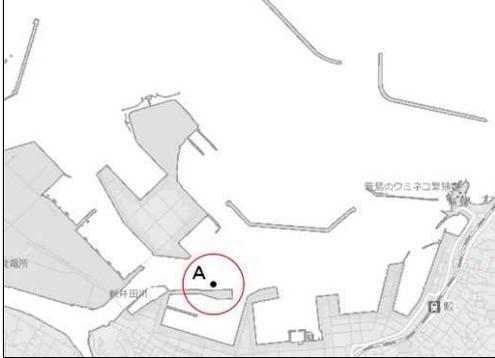
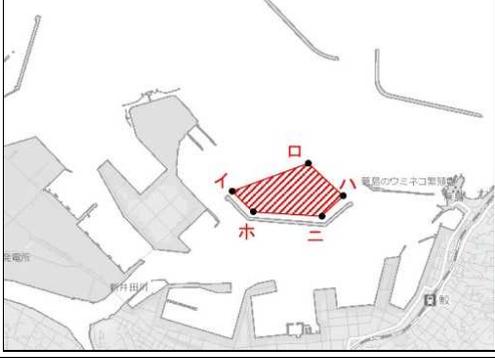
(4) 区域又は場所

① 第9号様式の「3. 区域又は場所」の記載

- ・「3. 区域又は場所」に地名、地先、区域等の名称を記載して下さい。

② 区域図の添付

- ・工事作業区域、施工区域を記載した区域図を添付して下さい。
- ・区域図には、工事作業区域及び施工区域を記載し、緯度経度（北緯・東経）を記入して下さい。
- ・区域図の作成は、工事作業区域と施工区域を区別するために色分けや海図の写しを使用しても問題ありません。

<p>記載例1 点の場合</p> <p>イ点 北緯●●度●●. ●分 東経●●度●●. ●分の点 ロ点 北緯●●度●●. ●分 東経●●度●●. ●分の点 ハ点 北緯●●度●●. ●分 東経●●度●●. ●分の点</p> <p>※採水採泥などが該当</p>	<p>区域図イメージ</p> 
<p>記載例2 円の場合</p> <p>北緯●●度●●. ●分 東経●●度●●. ●分のA点を 中心とする半径500メートルの円内の海域</p> <p>※灯浮標の交換作業などが該当</p>	<p>区域図イメージ</p> 
<p>記載例3 多角形等の場合</p> <p>工事作業区域は、次の各点を結んだ線により囲まれた海域</p> <p>イ点 北緯●●度●●. ●分 東経●●度●●. ●分 ロ点 北緯●●度●●. ●分 東経●●度●●. ●分 ハ点 北緯●●度●●. ●分 東経●●度●●. ●分 ニ点 北緯●●度●●. ●分 東経●●度●●. ●分 ホ点 北緯●●度●●. ●分 東経●●度●●. ●分</p> <p>※浚渫や深淺測量などが該当</p>	<p>区域図イメージ</p> 

(5) 方法

① 第9号様式の「4. 方法」の記載

- ・「4. 方法」に別紙のとおりと記載し、②以降の書類を添付して下さい。

② 施工概要、フロー図や方法を図など用いて簡潔明瞭に記載した書類

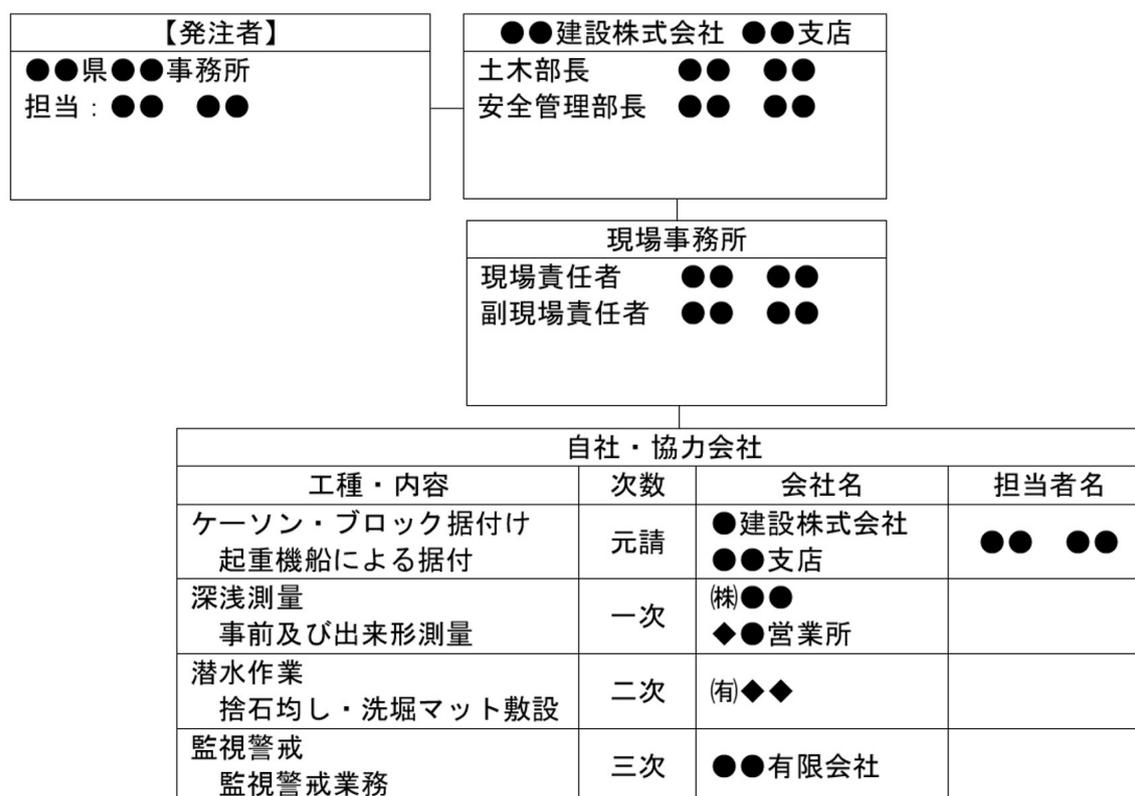
- ・ 施工概要
- ・ フロー図（施工順序など）
- ・ 施工方法
 - a) 起重機船や作業船などの配置、アンカー位置（アンカーブイ含む）、警戒船の配置状況
 - b) 潜水作業を行う場合は、潜水方法、潜水者数、潜水時間等
 - c) 夜間作業を行う場合は、時間、内容、方法及び照明設備の配置図
 - d) ケーソン等の長大物件をえい航する場合は、えい航経路図及びえい航全長、警戒船等の配置状況を記載したえい航体制図

③ 組織体制図

- ・ 発注者、申請者、施工者及び協力会社などを記載した書類

記載例

組織体制図



④ 船舶及び操船者一覧表

- ・ 使用する船舶及び操船者などを記載した書類

※船舶が少数の場合は、船舶検査証書及び海技免状の写しでも可能

記載例

使用船舶及び海技免状一覧表

番号	船名	用途	トン数	船舶番号 有効期間	操船者	海技免状 有効期間	備考
01	〇〇丸	起重機船	3,000 t	第 111-1111 号 RO.〇〇.〇〇	—	—	
02	▲▼丸	押船	19 t	第 111-1111 号 RO.〇〇.〇〇	〇〇 〇〇	第一級小型船舶操縦士 RO.〇〇.〇〇	
03	◇■●	作業船	10 t	第 111-1111 号 RO.〇〇.〇〇	〇〇 〇〇	第一級小型船舶操縦士 RO.〇〇.〇〇	
04	〇〇号	潜水士船	9.9 t	第 111-1111 号 RO.〇〇.〇〇	〇〇 〇〇	第一級小型船舶操縦士 RO.〇〇.〇〇	
05	〇〇〇丸	警戒船	7 t	第 111-1111 号 RO.〇〇.〇〇	〇〇 〇〇	第一級小型船舶操縦士 RO.〇〇.〇〇	

※船舶検査証書の記載事項を遵守いたします。また、期間中に船舶検査証書及び海技免状の有効期限が切れるものについては、更新手続きを適切に行います。

⑤ 潜水士の一覧表

- ・使用する船舶及び操船者などを記載した書類

※潜水士が少数の場合は、免許証の写しでも可能

記載例

潜水士一覧表

番号	会社名	氏名	免許番号	免許発行機関	備考
01	有限会社●●	●● ●●	第 111-1111 号	●●労働基準局	
02	有限会社●●	●● ●●	第 111-1111 号		
03					
04					
05					

(6) その他

① 第 9 号様式の「その他」の記載

- ・「5. その他」に別紙のとおりと記載し、②以降の書類を添付して下さい。

② 安全対策

- ・「共通の安全対策」と「工種別の安全対策」
- ・海上における全ての工事作業に係る「共通の安全対策」と潜水や起重機船を使用する場合など、その工種に応じた「工種別の安全対策」を記載して下さい。

※方法（施工概要、フロー図、施工方法など）に標識、警戒船や形象物掲揚などの
文言やイラストなどを記載している場合であっても記載

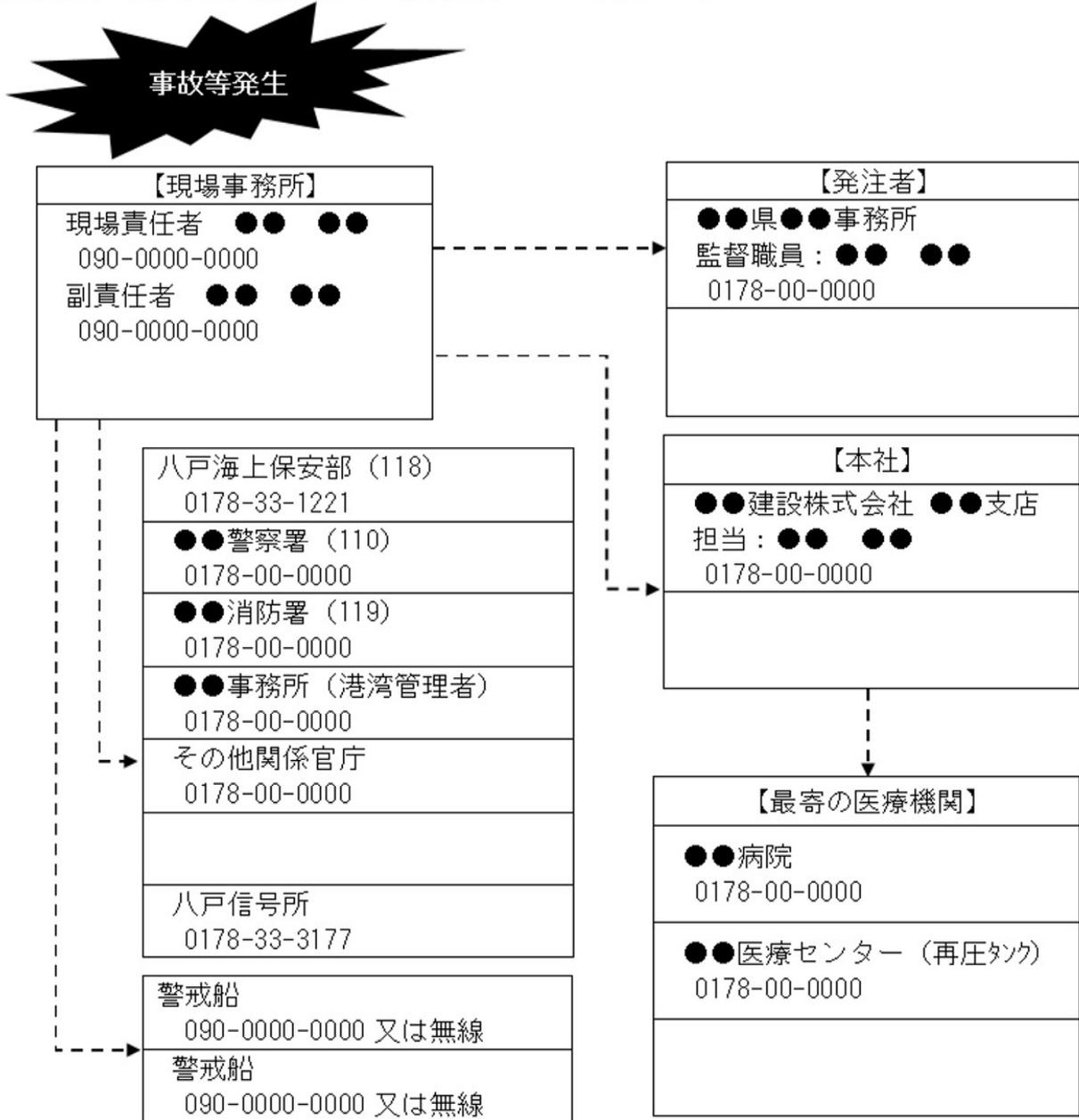
③ 緊急時の連絡系統図

- ・現場責任者、警察、消防、海上保安部、本社及び発注者などの連絡先

※現場責任者の氏名と夜間休日にも連絡が取れる電話番号のほか、事故等が発生し
た場合の連絡先などを記載

記載例

緊急時の連絡系統制図（夜間、休工時含む）



④ 水域利用者への周知内容と周知先

- ・ 水域域を利用する関係者への周知した内容と周知先

※周知用リーフレットを作成した場合はその写しを添付

⑤ 警戒船管理運用要領

- ・ 警戒船配備、警戒船の配備、警戒業務実施要領、管理運用体制

※警戒船を複数隻使用、又は警戒船を24時間配備継続実施することに伴い、警戒船を交替する場合には添付が必要

⑥ 工事作業の契約（期間など）がわかる書類

- ・ 契約書の写し、発注者との打合せ議事録 など

※新規や変更契約の契約書作成に時間を要する場合は、発注者との打合せ議事録

などでも可能

⑦ 他官公庁等が許可又は発行する書類

- ・ 水域占用許可書、火薬類消費許可書、特別採捕許可書 など

※申請中であれば、その旨と許可後に写しを提出することを記載

4 安全対策の具体的な記載例

(1) 共通の安全対策

記載例

① 工事作業の現場責任者等

- ・ 本工事作業の現場責任者を●● ●●、副現場責任者を●● ●●及び◆◆ ◆◆と定め、工事作業全般の把握と安全管理の徹底に努めます。

② 港則法、海上衝突予防法等の海事関係法令の遵守

- ・ 港則法、海上衝突予防法等の海事関係法令の規定を遵守するとともに、作業船等には海上衝突予防法に基づく灯火、形象物を掲げます。

③ 工事作業区域の明示

- ・ 工事作業区域を明示するため区域図のとおり、灯浮標●基（型式●●、塗色黄色、せん閃黄光毎●秒に1閃光、光達距離●km）を設置します。

④ 作業員等の安全対策

- ・ 作業員及び乗組員には、救命胴衣、安全帽等保護具を着用させます。

⑤ 使用船舶及び資機材等の始業前点検の実施

- ・ 工事作業を開始する前には、使用する船舶、資機材及び用具等の点検を行い、異常の無いことを確認したうえで工事作業を実施します。

⑥ 警戒船又は警戒要員の配置

- ・ 工事作業中は、警戒船を配置し周囲の警戒にあたり、接近する船舶等に対して赤旗、拡声器等により注意喚起します。
- ・ 工事作業中は、作業船上に専従の警戒員を配置し、周囲の警戒にあたります。また、衝突などのおそれのある場合は作業等を中止して退避します。

⑦ 中止基準の設定

- ・ 気象海象情報に留意し、次の基準に達した場合、津波警報注意報及びその他の警報が発表された場合は、工事作業を中止します。また、基準に達しない場合であっても状況に応じて現場責任者が判断し中止します。

風速：10m/s以上、波高：1m以上、視程：1,000m以下

⑧ 資機材等の流失防止対策

- ・ 使用資機材等は流出防止対策を講じるとともに、社名と連絡先を記載します。万一流出等があった場合は、可能な限りその発見回収に努めます。

⑨ 緊急時の連絡体制

- ・ 事故、その他異常事態が発生した場合は、「緊急時の連絡系統図」により、八戸海上保安部警備救難課（0178-33-1221）、又は海上保安庁緊急電話「118番」のほか、その他関係先へ速やかに連絡します。

⑩ 許可書（写）の携行

- ・ 現場には許可書、若しくはその写しを携行し、同書記載の安全対策などを遵守します。また、各事項を末端の作業員に至るまで周知と教育を徹底します。

⑪ 岸壁（棧橋）管理者、又は隣接の工事作業との調整

- ・ 岸壁又は棧橋の管理者と事前に調整を行い、着岸（棧）船舶が無い期間に実施します。
- ・ 隣接区域の工事作業責任者と互いの工事作業内容を共有し、工事作業や各船舶出入りなどの調整を図り競合しないよう実施します。

⑫ 水域利用者への周知

- ・ 水域利用者に対して、工事作業内容を別添のリーフレット配布により周知しております。

●●漁業協同組合

●●船舶代理店

●●運航社

水域利用者周知一覧表のとおり など

⑬ 許可内容の変更及び工事作業の完了

- ・ 期間、施工方法など許可内容に変更を生じる場合は、内容変更の許可申請を行い、許可後に実施します。
- ・ 施工フローに記載するケーソン据付けは、現在、発注者と施工方法や時期などを調整のため確定しだい、別途、内容変更の許可申請を行います。
- ・ 工事作業が完了した場合は、電話又は書面により報告します。

（２）工種別の安全対策

◆深浅測量、採水、採泥に係る安全対策を記載

記載例

① 警戒船又は警戒要員の配置

- ・ 作業中は、警戒船を配置し周囲の警戒にあたり、接近する船舶等に対して赤旗、拡声器等により注意喚起します。また、他の船舶の航行に支障がある場合は、作業を中止して退避します。
- ・ 作業中は、作業船上に専従の警戒員を配置し、周囲の警戒にあたります。また、他の船舶の航行に支障がある場合は、作業を中止して退避します。
- ・ 作業中は、岸壁上に専従の警戒員を配置し周囲の警戒にあたり、接近する船舶等に

対して赤旗、拡声器等により注意喚起します。また、他の船舶の航行に支障がある場合は、作業を中止して退避します。

◆水路測量に係る安全対策

記載例

① 水路業務法に基づく申請

- ・水路業務法第6条に基づく申請は、発注者である●●県●●課において、申請手続きを行い、許可が得られております。
- ・水路業務法第6条に基づく申請は、発注者である●●県●●課において、別途申請手続き中です。

② 標識の掲揚

- ・水路測量作業中は、国土交通省令で定める標識（白赤白の旗）を掲げます。

③ 警戒船又は警戒要員の配置

- ・水路測量中は、警戒船を配置し周囲の警戒にあたり、接近する船舶等に対して赤旗、拡声器等により注意喚起し、水路測量作業船への接近回避を求めます。なお、他の船舶との衝突のおそれる場合は、作業を中止して避航します。
- ・水路測量作業中は、作業船上に専従の警戒員を配置し周囲の警戒にあたり、接近する船舶等に対して赤旗、拡声器等により注意喚起し、接近回避を求めます。なお、他の船舶との衝突のおそれる場合は、作業を中止して避航します。

◆潜水に係る安全対策

記載例

① 作業員及び関係者との調整

- ・潜水作業を開始する前に潜水作業責任者、潜水土及び作業船船長等の関係者間での十分な打合せを行います。
- ・潜水作業を開始する前に現場付近の他の作業員や船舶に対し、潜水作業を実施する旨を十分周知します。
- ・岸壁付近での潜水作業にあたり、事前に岸壁管理者の了解を得ております。

② 船底及び推進器調査時における巻込まれ防止

- ・プロペラへの巻込みや吸引事故などを防止するため、事前に当該船舶の責任者と調整を行うとともに、船橋及び機関室に周知ポスター掲示などの措置がとられたことを確認後に行います。

③ 潜水土の健康確認と潜水資機材の点検

- ・潜水作業を開始する前に潜水土の健康状態の確認及び潜水器材の点検、整備を実施

します。

④ 潜水方法、潜水土との連絡手段及び状況確認

- ・フーカー式にて潜水を行い、関係法令等に定める要員（送気員、連絡員等）を配置します。
- ・スクーバ式にて2名1組（バディ）で潜水を行い、関係法令等に定める要員を配置するとともに、潜水土相互に状況確認を行います。
- ・潜水土との連絡は、水中電話（有線、無線）により、意思疎通を行います。
- ・潜水土への連絡は、ダイビングベル、単管パイプの打音、又は索信号により異常などを伝えます。

⑤ 潜水作業の明示

- ・潜水作業中は、船上（岸壁上）に国際信号旗「A」旗、または「潜水作業中」と標示した看板を掲げます。

⑥ 警戒船又は警戒員の配置

- ・潜水作業中は、警戒船を配置し、周囲の警戒にあたり接近する船舶に対して赤旗、拡声器等により注意喚起します。
- ・潜水作業中は、岸壁上に専従の警戒員を配置し、周囲の警戒にあたり、接近する船舶等に対して赤旗、拡声器等により注意喚起し、接近する船舶等の情報を潜水土に連絡します。

⑦ 中止基準の設定

- ・気象海象情報に留意し、次の基準に達した場合、津波警報注意報及びその他の警報が発表された場合は、潜水作業を中止します。また、基準に達しない場合であっても状況に応じて現場責任者が判断し中止します。

海上作業 風速：10m/s以上、波高：1m以上、視程：1,000m以下

潜水作業 流速：1ノット以上、水中視程：3m以下

◆起重機船使用に係る安全対策

記載例

① 起重機船のアンカー明示

- ・起重機船のアンカー位置を明示するため黄色浮標（灯浮標：型式●●、単せん黄光毎●秒に1せん光、光達距離●km）を設置します。

② 警戒船の配置

- ・起重機船使用時は、警戒船を配置し、周囲の警戒にあたり接近する船舶に対して赤旗、拡声器等により注意喚起します。

③ 他船の通航路の確保

- ・他船の通航路を確保するため、作業等を一時中断して起重機船のアンカーワイヤーを緩める、又は退避し通航路を確保します。

④ 荒天時における起重機船団の避難

- ・ 荒天等が予想される場合は、各起重機船団を●●船溜まりに避難します。

◆ 浚渫に係る安全対策

記載例

① 浚渫船のアンカー明示

- ・ 浚渫船のアンカー位置を明示するため黄色浮標（灯浮標：型式●●、単せん黄光毎●秒に1せん光、光達距離●km）を設置します。

② 警戒船の配置

- ・ 浚渫時は、警戒船を配置し、周囲の警戒にあたり接近する船舶に対して赤旗、拡声器等により注意喚起します。

③ 磁気探査の実施

- ・ 作業船によるソナーのえい航及び潜水土により磁気探査を事前に行い、反応がないことを確認したうえで実施します。

④ 他船の通航路の確保

- ・ 他船の通航路を確保するため、作業等を一時中断して浚渫船のアンカーワイヤーを緩める、又は退避し通航路を確保します。
- ・ 船舶代理店船などから入出港船舶の情報を入手し、通航船舶が無い時間帯に浚渫作業を実施します。
- ・ 船舶代理店船から入出港船舶の情報を入手するとともに、バース会議において運航調整を行い、大型船舶が航行する際は浚渫船を退避させ、通航路を確保します。

⑤ 荒天時における浚渫船団の避難

- ・ 荒天等が予想される場合は、浚渫船団を●●船溜まりに避難します。

⑥ 汚濁防止及び油分湧出時の対応

- ・ 汚濁防止枠（汚濁防止膜）を設置し、汚濁拡散防止に努めます。
- ・ 浚渫時に油分等の湧出に備え、オイルフェンス及び油吸着材等を準備し、適切に対応します。

⑦ 浚渫土砂の陸揚げ時及び陸揚げ後における海中への落下防止

- ・ 浚渫土砂を土運船及び起重機船等から陸揚げする際は、脱落防止のシート等を設置して海中への落下を防止します。
- ・ 陸揚げ仮置きした土砂及び汚水等が海中への落下、流出を防止するため、土嚢を設置します。

◆夜間に係る安全対策

記載例

① 必要な照度の確保

- ・夜間作業に必要な照度が得られるよう照明設備を別添照明配置図のとおり、起重機船上、又は岸壁上に配置します。

② 通航船舶への視覚の眩惑及び航路標識の視認性防止措置

- ・照明設備の設置点灯に際しては、通航船舶の視覚の眩惑や航路標識の視認を妨げないよう照度及び角度等を調整します。

③ 警戒船の配置

- ・夜間作業時は、警戒船を配置し、周囲の警戒にあたり接近する船舶に対して赤旗、拡声器等により注意喚起します。

◆えい航長が200mを超える場合に係る安全対策

記載例

① 運航調整

- ・関係船舶、船舶代理店及びその他関連施設の所有者又は管理者と連絡調整を行い、船舶の行合いなど他船と競合することがないようにします。

② 十分な曳航能力を有する曳船の確保

- ・曳船●●丸(●, ●●●PS)、曳船◆◆丸(●, ●●●PS)、曳船▲●丸(●, ●●●PS)のうち、2隻を別添のえい航体制図のとおり配備します。

③ 警戒船の配置

- ・えい航時は、警戒船●隻を配置し、周囲の警戒にあたり接近する船舶に対して赤旗、拡声器等により注意喚起します。

④ 曳船と警戒船などとの連絡手段の確保

- ・えい航時の曳船、警戒船及び作業船との間における連絡は、専用の無線機により行います。

◆ボーリングに係る安全対策

記載例

① やぐらの明示

- ・やぐらの設置を示すため、頂部には●色旗を設置するとともに、四隅には標識灯●基(型式●●、単せん●光毎●秒に1せん光、光達距離●km)を設置します。

② 関係者以外の立入防止

- ・作業中以外は、やぐらの昇降階段に施錠し、関係者以外の立入を防止します。

③ 磁気探査の実施

- ・ 作業船によるソナーのえい航及び潜水士により磁気探査を事前に行い、反応が無いことを確認したうえで実施します。

④ 油流出及び汚染防止措置

- ・ 燃料油及び潤滑油等が海中に落下しないよう養生するとともに、万が一に備え、オイルフェンス及び油吸着材等を準備します。

◆構造物等設置に係る安全対策

記載例

① 仮置きケーソンの明示

- ・ 仮置きしたケーソンを明示するためケーソン上部には、標識灯●基（型式●●、単せん●光毎●秒に1せん光、光達距離●km）を設置します。

② 生け簀の明示

- ・ 設置した生け簀を明示するため生け簀の四隅には、灯浮標●基（型式●●、単せん●光毎●秒に1せん光、光達距離●km）を設置します。

③ 観測機器の明示

- ・ 流況観測機器を明示するため灯浮標●基（型式●●、単せん●光毎●秒に1せん光、光達距離●km）を設置します。

④ 灯火及び設置状況の確認

- ・ 毎日又は週に●回、日没後に点灯状況や位置確認を行います。また、台風、低気圧通過などの荒天後は、現場で点灯や設置状況などを確認します。

◆その他に係る安全対策

記載例

① 八戸信号所への連絡

- ・ 八戸港管制区域（八戸港第一工業港）において、工事作業を実施する場合は、開始及び終了時に八戸信号所（Tel0178-33-3177）へ連絡します。

※八戸港管制区域のみが該当

② 削孔、ケレン及び清掃等で発生する屑、ゴミ等の処理並びに飛散防止

- ・ ●●のケレンにより発生する錆やゴミ、ペンキ及びグリースなどの油分等は養生シートを設置し、海中への落下及び飛散を防止します。
- ・ 船底の清掃により発生する海藻、貝類等は回収し、陸揚げ後適切に処分します。

5 「工事・作業許可申請書」に添付する書類及び申請前の確認

(1) 申請書に添付する書類等の綴り方

申請書に添付する書類等の綴りが順不同である場合は、内容把握が煩雑となり、審査に時間を要する可能性があります。

※申請する側と審査する側が、共通認識を持つことでスムーズな手続きが可能

- ① 工事・作業許可申請書（第9号様式）
- ② 工程表
- ③ 区域図
 - ◆全体図、詳細図
- ④ 施工計画書
 - ◆施工概要
 - ◆施工フロー図
 - ◆施工方法
 - ◆組織体制図
 - ◆船舶及び操船者一覧表
 - ◆潜水土一覧表
- ⑤ その他（安全対策など）
 - ◆共通及び工種別の安全対策
 - ◆緊急時の連絡系統図
 - ◆水域利用者への周知先一覧表
 - ◆警戒船管理運用要領
 - ◆工事作業の契約（期間など）がわかる書類
 - ◆他官公庁等が許可又は発行する書類

(2) 申請書提出前における記載及び添付書類等をチェックシートで確認

申請書を提出する前に必要事項の記載や添付する書類等に不足が無いことを確認してから提出して下さい。

※必要事項の記載漏れや添付書類の不足などがあった場合は、審査を一時中断

6 許可を受けた申請内容を変更する場合の手続き

(1) 変更したい内容別の手続き

- ① 「内容変更の許可申請」が必要となる内容
 - ・ 期間及び時間
 - ・ 区域又は場所
 - ・ 方法（施工方法、工種・工数 など）
 - ・ その他（安全対策 など）

※他の船舶の航行に影響与えるおそれがある場合は、必要な安全対策などを改

めて審査するため許可申請が必要

- ② 「内容変更の報告」で足りる内容
- ・ 申請者（社名変更など）、現場代理人の交代（変更）
 - ・ 使用船舶、操船者、潜水士、警戒員の追加などの変更
 - ・ その他軽微な内容の変更 など

※他の船舶の航行に影響与えるおそれが無い場合は、許可申請は不要

(2) 「内容変更の許可申請」の申請方法及び記載要領

- ① 申請書の様式、表題
- ・ 第9号様式を用いて下さい。
 - ・ 表題には、「工事・作業許可申請書（内容変更）」と記載して下さい。
- ② 申請書のあて名、申請先、申請方法及び提出数等
- ・ 新規の許可申請と同様です。
- ③ 内容変更の許可申請書に記載する事項
- ◆ 目的及び種類
 - ◆ 期間及び時間
 - ◆ 区域又は場所
 - ◆ 許可番号及び許可年月日（既許可のもの）
 - ◆ 変更の内容
 - ◆ 変更の理由
 - ◆ その他

(3) 「内容変更の許可申請書」の具体的な記載例

- ① 目的及び種類の記載
- ・ 既許可書と同じ内容の後に「(内容変更)」と記載して下さい。

記載例

1. 目的及び種類
- 八戸港●●地区掘り下げ作業（内容変更）

- ② 期間及び時間
- ・ 変更がある場合は、変更前後がわかるように記載するとともに、変更箇所が判別できるよう色付けした新たな工程表を添付して下さい。
 - ・ 変更がない場合は、既許可書と同じ内容を記載して下さい。

記載例 1 変更がある場合

2. 期間及び時間

変更前 令和●年●●月●●日から令和●年●●月●●日（日出から日没）

変更後 令和●年●●月●●日から令和●年●●月●●日（日出から日没）

（詳細は、工程表のとおり）

記載例 2 変更がない場合

2. 期間及び時間

令和●年●●月●●日から令和●年●●月●●日（日出から日没）

（八戸港長許可第●●号 令和●年●月●●日と変更なし）

③ 区域又は場所

- ・変更がある場合は、変更の前後がわかるように記載するとともに、変更箇所が判別できるよう色付けした新たな区域図を添付して下さい。
- ・変更がない場合は、既許可書と同じ内容を記載。

記載例 1 変更がある場合

3. 区域又は場所

変更前 八戸港 A 岸壁前面海域

変更後 八戸港 C 岸壁前面海域（詳細は別添区域図のとおり）

記載例 2 変更がない場合

3. 区域又は場所

八戸港 A 岸壁前面海域

（八戸港長許可第▼▼号 令和●年●月●●日と変更なし）

④ 許可番号及び許可年月日

- ・既許可書の番号と年月日を記載して下さい
- ・過去に複数回内容変更の許可申請を行い、許可を得ている場合は、全ての許可番号と許可年月日を記載して下さい。

記載例

4. 許可番号及び許可年月日

八戸港長許可第▼▼号（令和●年●月●●日）

八戸港長許可第▼▼号（令和●年●月●●日）

⑤ 変更の内容

- ・変更したい内容を記載するとともに、既許可書の添付書類等のうち、変更箇所

が判るように色付けした書類（ページ）のみを抜粋し添付して下さい。

記載例

5. 変更の内容

- ・ 期間の変更
- ・ 区域の変更
- ・ 期間の変更並びに工種及び工数の追加

⑥ 変更の理由

- ・ 変更したい理由を記載して下さい。

記載例

6. 変更の理由

- ・ 荒天による工事作業の進捗遅延に伴う期間の変更
- ・ 工種及び工数の追加に伴う期間の変更
- ・ 大型起重機船の追加に伴う区域の拡大

⑦ その他

- ・ 内容の変更に伴って、必要となる措置や安全対策などを記載して下さい。

記載例

7. その他

- ・ 期間の変更（延長）に伴い、別添リーフレットにより水域利用者へ変更内容を周知済み
- ・ 夜間作業の追加に伴い、照明設備を設置（配置図添付）。
また、水域利用者へ変更内容を周知済み
- ・ 区域の拡大に伴い、警戒船を1隻追加配備（使用船舶・操船者リスト添付）。
また、水域利用者へ変更内容を周知済み

(4) 「内容変更の報告」で足りる報告方法及び記載要領

① 報告の様式、表題

- ・ 様式は、特に定めがありませんが第9号様式に準じて下さい
- ・ 表題には、「内容変更報告書」と記載して下さい。

② 内容変更報告書のあて名、報告先、報告方法及び提出数等

- ・ 許可申請に準じて下さい。

③ 内容報告書に記載する事項

- ◆ 目的及び種類
- ◆ 期間及び時間

- ◆区域又は場所
- ◆許可番号及び許可年月日（既許可のもの）
- ◆変更の内容及び理由
- ◆添付書類

（５）「内容変更報告書」の具体的な記載例

- ① 目的及び種類の記載
 - ・内容変更の許可申請に準じて記載して下さい。
- ② 期間及び時間
 - ・内容変更の許可申請の「期間及び時間」の変更がない場合に準じて記載して下さい。
- ③ 区域又は場所
 - ・内容変更の許可申請の「区域又は場所」の変更がない場合に準じて記載して下さい。
- ④ 許可番号及び許可年月日
 - ・内容変更の許可申請の「許可番号及び許可年月日」に準じて記載して下さい。
- ⑤ 変更の内容及び理由
 - ・変更したい内容と理由を記載して下さい。

記載例

5. 変更の内容及び理由

- ・社名変更、現場代理人の交代に伴う申請者の変更
- ・定期検査に伴う代替え船舶及び操船者の追加並びに潜水士の追加
- ・現場代理人の携帯電話番号変更に伴う緊急時の連絡体制図の変更

⑥ 添付書類

- ・既許可書の添付書類等のうち、変更箇所が判るように色付けした書類（ページ）のみを抜粋し添付して下さい。

記載例

6. 添付書類

使用船舶及び海技免状一覧表

添付書類

使用船舶及び海技免状一覧表

番号	船名	用途	トン数	船舶番号 有効期間	操船者	海技免状 有効期間	備考
01	○○丸	起重機船	3,000 t	第111-1111号 RO.○○.○○	—	—	
02	▲▼丸	押船	19 t	第111-1111号 RO.○○.○○	○○ ○○	第一級小型船舶操縦士 RO.○○.○○	
03	◇■●	作業船	10 t	第111-1111号 RO.○○.○○	○○ ○○	第一級小型船舶操縦士 RO.○○.○○	
04	○○号	潜水士船	9.9 t	第111-1111号 RO.○○.○○	○○ ○○	第一級小型船舶操縦士 RO.○○.○○	
05	○○○丸	警戒船	7 t	第111-1111号 RO.○○.○○	○○ ○○	第一級小型船舶操縦士 RO.○○.○○	追加

※船舶検査証書の記載事項を遵守いたします。また、期間中に船舶検査証書及び海技免状の有効期限が切れるものについては、更新手続きを適切に行います。

第2. 行事許可

1 行事許可申請の手続き

(1) 根拠

港則法第33条

1 特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

※八戸海上保安部管内では、八戸港、むつ小川原港が該当

(2) 許可が必要となる港

八戸海上保安部管内で許可が必要となる港は、港則法施行令第1条、第2条により、次のとおり定められています。

港の種類	港名
特定港	むつ小川原港、八戸港

(3) 特定港以外の港で行われる行事

特定港以外の港（尻屋岬港、八木港、久慈港）において、行事をしようとする場合は許を受ける必要はないものの、海域を占有してコースブイの設置及び撤去やオイルフェンスの展張・回収などを行う場合は、「工事・作業許可申請」が必要となります。

※ブイの設置撤去及びオイルフェンスの展張回収する行為が「工事・作業」に該当

(4) 申請書のあて名・申請先及び申請方法等

① 申請書のあて名・申請先

申請書記載のあて名	申請が適用される港	申請先
むつ小川原港長	むつ小川原港（特定港）	八戸海上保安部
八戸港長	八戸港（特定港）	

② 申請書方法

③ 許可書の受取り方法

} 「工事・作業許可申請書」と同様です。

(5) 申請窓口・受付時間

① 申請窓口

② 受付時間

} 「工事・作業許可申請書」と同様です。

(6) 申請者

申請者は「行事をしようとする者」で、つまり行事を実施する責任者です。即ち、当該行為の実施について全般の指揮監督する権限を有する者を指し、許可に付与された措置命令を確実に履行できる職位と責任のある者でなければなりません。

(7) 申請書の様式・提出数

(8) 申請書の提出時期・標準処理期間

- ① 申請書の提出時期
- ② 行政手続法における標準処理期間

(9) 許可申請から行事实施までのフローチャート

(10) 許可を受けた後に申請内容を変更したい場合

(11) 行事が完了した場合

「工事・作業許可申請書」と同様です。

2 「行事許可申請書」の記載要領

「行事許可申請書」の記載項目については、港則法施行規則第17条に「行事の種類、目的、方法、期間及び区域又は場所を具して、これをしなければならない。」旨規定されています。

申請書の作成に当たっては、次の項目を記載して図面等の資料を添付のうえ提出して下さい。

(1) 表題

- ① 第9号様式の「表題」の記載
・「行事許可申請書」と記載して下さい。

(2) 目的及び種類

- ① 第9号様式の「1. 目的及び種類」の記載
・「1. 目的及び種類」に実施する行事の内容を簡潔に記載して下さい。

記載例

- 1 ポート天国
- 2 第●回●●花火大会
- 3 油流出訓練を想定したオイルフェンス展張訓練
- 4 第●回●●杯カッターレース大会

(3) 期間及び時間

- ① 第9号様式の「2. 期間及び時間」の記載
 - ・「2. 期間及び時間」に行事の開始及び終了の日時を記載して下さい。
 - ・事前準備や後片付けなどがある場合は、これらがわかるように記載するとともに、予備日の設定があれば記載して下さい。
- ② スケジュール表の添付
 - ・体験航海やパレードが複数回行う場合などは、実施のタイムスケジュール表を添付して下さい。

記載例

令和●年●●月●●日（午前9時00分～午後3時00分）
（予備日：●●日、●●日の同時刻）
準備期間：令和●年●●月●●日（日出～日没）
撤収期間：令和●年●●月●●日（日出～日没）
※詳細は、タイムスケジュール表のとおり

(4) 区域又は場所

- ① 第9号様式の「3. 区域又は場所」の記載
- ② 区域図の添付

} 「工事・作業許可申請書」と
同様です。

(5) 方法

- ① 第9号様式の「4. 方法」の記載
 - ・「工事・作業許可申請書」と同様です。
- ② 行事概要、フロー図や方法を図など用いて記載した書類
 - ◆行事概要
 - ◆フロー図（行事順序など）
 - ◆実施方法
 - a) 参加人数（名簿）、参加船舶（リスト）
 - b) パレードの場合は、運航（船体）構成、運航経路など
 - c) レースの場合は、コースやコースブイなど
 - d) 花火打上げの場合は、打上げ数や保安距離の範囲など
- ③ 組織体制図
- ④ 船舶及び操船者一覧表
- ⑤ ダイバー（潜水士）の一覧表

} 「工事・作業許可申請書」と
同様です。

(6) その他

- ① 第9号様式の「その他」の記載
- ② 安全対策
- ③ 緊急時の連絡系統図
- ④ 水域利用者への周知内容と周知先
- ⑤ 他官公庁等が許可又は発行する書類

「工事・作業許可申請書」と同様です。

3 「行事許可申請書」に添付する書類及び申請前の確認

(1) 申請書に添付する書類等の綴り方

申請書に添付する書類等の綴りが順不同である場合は、内容把握が煩雑となり、審査に時間を要する可能性があります。

※申請する側と審査する側が、共通認識を持つことでスムーズな手続きが可能

- ① 行事許可申請書（第9号様式）
- ② タイムスケジュール表
- ③ 区域図
 - ◆全体図、詳細図
- ④ 行事計画書
 - ◆行事概要
 - ◆行事フロー図
 - ◆行事方法
 - ◆組織体制図
 - ◆船舶及び操船者一覧表
 - ◆ダイバー（潜水士）一覧表
- ⑤ 安全対策
 - ◆共通及び行事別の安全対策
 - ◆緊急時の連絡系統図
 - ◆水域利用者への周知先一覧表
 - ◆他官公庁等が許可又は発行する書類

(2) 申請書提出前における記載及び添付書類等をチェックシートでの確認

・「工事・作業許可申請書」と同様です。

4 許可を受けた申請内容を変更する場合の手続き

(1) 変更したい内容別の手続き

- ① 「内容変更の許可申請」が必要となる内容
- ② 「報告」で足りる内容

「工事・作業許可申請書」と同様です。

(2) 内容変更の許可申請の方法及び記載要領

- ① 申請書の様式、表題
 - ・ 第9号様式を用いて下さい。
 - ・ 表題には、「行事許可申請書（内容変更）」と記載して下さい。
- ② 申請書のあて名、申請先、申請方法及び提出数等
 - ・ 「工事・作業許可申請書」と同様です。

(3) 内容変更の許可申請の具体的な記載例

- ① 目的及び種類の記載
- ② 期間及び時間
- ③ 区域又は場所
- ④ 許可番号及び許可年月日
- ⑤ 変更の内容
- ⑥ 変更の理由
- ⑦ その他

(4) 「報告」で足りる事項の報告方法及び記載要領

- ① 報告の様式、表題
- ② 内容変更報告書のあて名、報告先、報告方法及び提出数等
- ③ 内容報告書に記載する事項

(5) 「内容変更報告書」の具体的な記載例

- ① 目的及び種類の記載
- ② 期間及び時間
- ③ 区域又は場所
- ④ 許可番号及び許可年月日
- ⑤ 変更の内容及び理由

「工事・作業許可申請書」と同様です。

「工事・作業許可申請書」の提出前における記載内容及び添付書類チェック表

項 目	内 容	潜 水	測 量 採水	起重機 船使用	浚 渫
1.01 目的	・簡潔に記載（契約件名等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 期間及び時間					
2.01 工程表	・施工スケジュールなどがわかる工程表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 区域又は場所					
3.01 区域図	・区域図（緯度経度の表示など）又は経路図など ・必要最小限の設定（他船通航路確保）及び明示方法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 方法					
4.01 施工概要等	・施工概要、計画書（フロー図・施工方法・工種工数）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4.02 組織体制図	・組織体制図（発注者、現場責任者、一次、二次業者）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4.03 船舶、操船者 潜水士	・使用船舶（用途、定員、有効期限など確認）リスト ・操船者（有効期限などの確認）リスト ・潜水士のリスト	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. その他					
5.1 海事関係法令遵守	・港則法、海上衝突予防法等の遵守 ・法に基づく灯火及び形象物の掲揚や脱落防止	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5.2 作業員等の安全対策	・安全具着用（救命胴衣、安全帽）、救命浮環配備など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5.3 他船の警戒・監視	・専従の警戒船又は警戒員の配備、警戒船講習受講証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5.4 警戒船管理運用要領	・連絡体制、警戒船の性能・装備、管理運用体制など	—	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5.4 中止基準の設定	・風速、波高、視程、津波警報注意報など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5.5 緊急時の連絡体制	・現場責任者、海上保安部、警察、消防及び病院など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5.5 関係者周知	・水域利用者へ周知（リフレットなど）及び運航調整	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5.6 環境対策等	・使用資機材の流出防止対策及び改修対応措置 ・船底清掃やケレン等の養生、発生ゴミの回収措置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5.7 浚渫時の安全対策	・汚濁防止、油の流出防止対策及び措置、土砂分析 ・磁気探査の方法及び範囲 ・陸揚げ時の海中脱落防止措置	—	—	—	<input type="checkbox"/>
5.8 船舶の待機・避難	・荒天及び津波来襲時における起重機等の避難場所	—	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5.9 海上構造物設置時の 安全対策	・起重機船等アンカーブイ明示や区域明示ブイの管理 ・櫓、排砂管へ航路標識設置有無・性能及び管理方法	—	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5.10 潜水時の安全対策	・潜水作業の明示（A旗など）、潜水方法、連絡手段 ・中止基準（水中視界、流速）	<input type="checkbox"/>	—	—	—
5.11 夜間の安全対策	・必要な照度の確保（照明設備の規模・配置図） ・他の航行船舶への幻惑や航路標識視認への影響防止	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5.12 他法令の許可書等	・水域占有、特別採捕、火薬類使用など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5.13 その他必要な書類	・工事作業契約書、発注書、指示書など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

「行事許可申請書」の提出前における記載及び添付書類チェック表

項 目	内 容	行 事
1. 目的		
1.01 目的	・簡潔に記載	<input type="checkbox"/>
2. 期間及び時間		
2.01 スケジュール表	・タイムスケジュール表	<input type="checkbox"/>
3. 区域又は場所		
3.01 区域図	・区域図（緯度経度の表示など）又は経路図など ・必要最小限の設定（他船通航路確保）及び明示方法	<input type="checkbox"/>
4. 方法		
4.01 行事概要等	・行事概要、計画書（フロー図・実施方法）	<input type="checkbox"/>
4.02 組織体制図	・組織体制図（実行委員会、実行本部、現場）	<input type="checkbox"/>
4.03 船舶、操船者 ダイバー（潜水士）	・使用船舶（用途、定員、有効期限など確認）リスト ・操船者（有効期限などの確認）リスト ・ダイバー（潜水士）のリスト	<input type="checkbox"/>
5. その他		
5.1 海事関係法令遵守	・港則法、海上衝突予防法等の遵守 ・法に基づく灯火及び形象物の掲揚や脱落防止	<input type="checkbox"/>
5.2 参加者等の安全対策	・安全具着用（救命胴衣、安全帽）、救命浮環配備など	<input type="checkbox"/>
5.3 他船の警戒・監視	・専従の警戒船又は警戒員の配備、警戒船講習受講証	<input type="checkbox"/>
5.4 中止基準の設定	・風速、波高、視程、津波警報注意報など	<input type="checkbox"/>
5.5 緊急時の連絡体制	・実行責任者、実行委員会、海上保安部、警察、消防及び病院など	<input type="checkbox"/>
5.5 関係者周知	・水域利用者へ周知（リフレットなど）及び運航調整	<input type="checkbox"/>
5.6 環境対策等	・使用資機材の流出防止対策及び改修対応措置	<input type="checkbox"/>
5.7 海上構造物設置時の安全対策	・台船アンカーブイ明示や区域明示ブイの管理 ・灯浮標など航路標識設置有無・性能及び管理方法	<input type="checkbox"/>
5.10 潜水時の安全対策	・潜水作業の明示（A旗など）、潜水方法、連絡手段 ・中止基準（水中視界、流速）	<input type="checkbox"/>
5.11 夜間の安全対策	・必要な照度の確保（照明設備の規模・配置図） ・他の航行船舶への幻惑や航路標識視認への影響防止	<input type="checkbox"/>
5.12 他法令の許可書等	・水域占有、特別採捕、火薬類使用など	<input type="checkbox"/>

第9号様式

(工事・作業又は行事) 許可申請書

令和 年 月 日

殿

申請者所属・氏 名

1. 目的及び種類

2. 期間及び時間

3. 区域又は場所

4. 方 法

5. そ の 他

第9号様式

(工事・作業又は行事) 許可申請書 (内容変更)

令和 年 月 日

殿

申請者所属・氏 名

1. 目的及び種類

2. 期間及び時間

変更前

変更後

3. 区域又は場所

変更前

変更後

4. 許可番号及び許可年月日

5. 変更の内容

6. 変更の理由

7. その他

(工事・作業又は行事) 内容変更報告書

令和 年 月 日

殿

申請者所属・氏 名

1. 目的及び種類
2. 期間及び時間
3. 区域又は場所
4. 許可番号及び許可年月日
5. 変更の内容及び理由